

川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等ひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

制度を利用できる方

川崎市にお住まいの20才未満の子どもを養育するひとり親家庭の親又はその家庭の20才未満の子どもで、次の要件をすべて満たす方

- ① 大学入学資格を取得していない方 ② 適職に就くために必要と認められる方
- ③ 原則として、過去に受給していない方 ④ 母子・父子自立支援プログラムの策定をしている方

通信制

- **受講開始時給付金**：対象講座の受講料等の4割相当額（上限10万円、下限4千円）を、講座開始時に支給
- **受講修了時給付金**：対象講座の受講料等の5割相当額から受講開始時給付金を差し引いた金額（受講開始時給付金と合わせて上限12万5千円、下限4千円）を、受講修了時に支給
- **合格時給付金**：対象講座の受講料等の1割相当額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合は合わせて15万円が上限）を、受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給

給付金の内容

通学又は通信制併用

- **受講開始時給付金**：対象講座の受講料等の4割相当額（上限20万円、下限4千円）を、講座開始時に支給
- **受講修了時給付金**：対象講座の受講料等の5割相当額から受講開始時給付金を差し引いた金額（受講開始時給付金と合わせて上限25万円、下限4千円）を、受講修了時に支給
- **合格時給付金**：対象講座の受講料等の1割相当額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合は合わせて30万円が上限）を、受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給

対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、川崎市長が適当と認めたものが対象です。



講座指定申請・支給申請について

1 講座指定申請

講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブでプログラム策定員と面接の上、講座指定申請手続きをします。

【必要書類】

- ①ひとり親家庭の親と子の戸籍謄本（全部記載） ②世帯全員の住民票（全部記載）
- ③受講講座のパンフレット等

2 支給申請 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当あてに必要書類を郵送し、支給申請を行います。

■ **受講開始時給付金**：講座開始後30日以内に次の書類を郵送し申請します。

- ①支給申請書 ②講座領収書の写し（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）

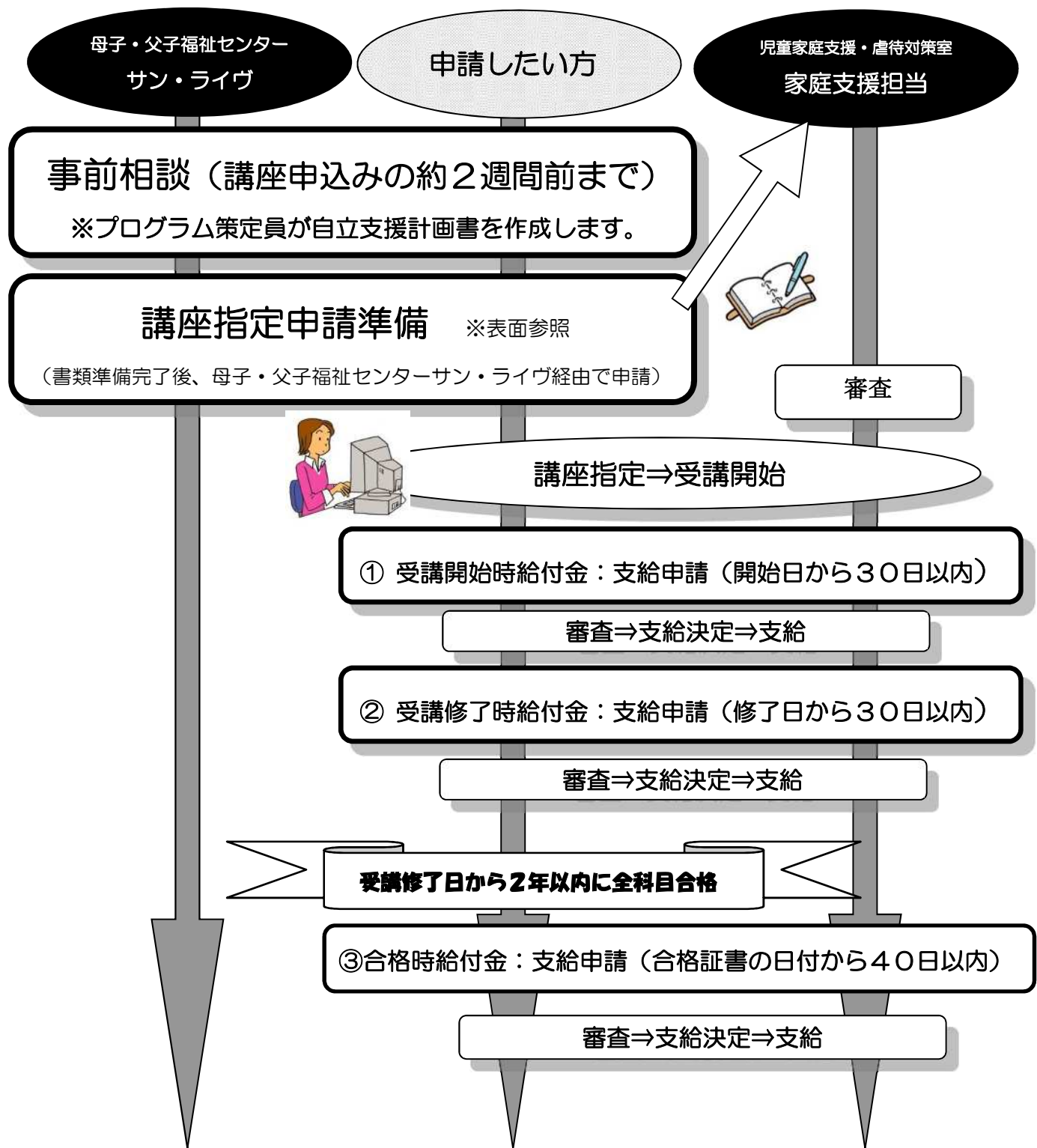
■ **受講修了時給付金**：講座修了後30日以内に、次の書類を郵送し申請します。

- ①支給申請書 ②講座修了証の写し
- ③講座領収書の写し（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）

■ **合格時給付金**：合格証書に記載されている日付から40日以内に、次の書類を郵送し申請します。

- ①支給申請書 ②文部科学省が発行する合格証書の写し

～受講開始時給付金等受給までの流れ～



【ご注意ください】それぞれの給付金申請期間内に申請がない場合は、支給されません。

申請や事前の御相談については母子・父子福祉センターサン・ライヴ

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話 : 044-733-1166

制度所管はこども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 : 044-200-2672